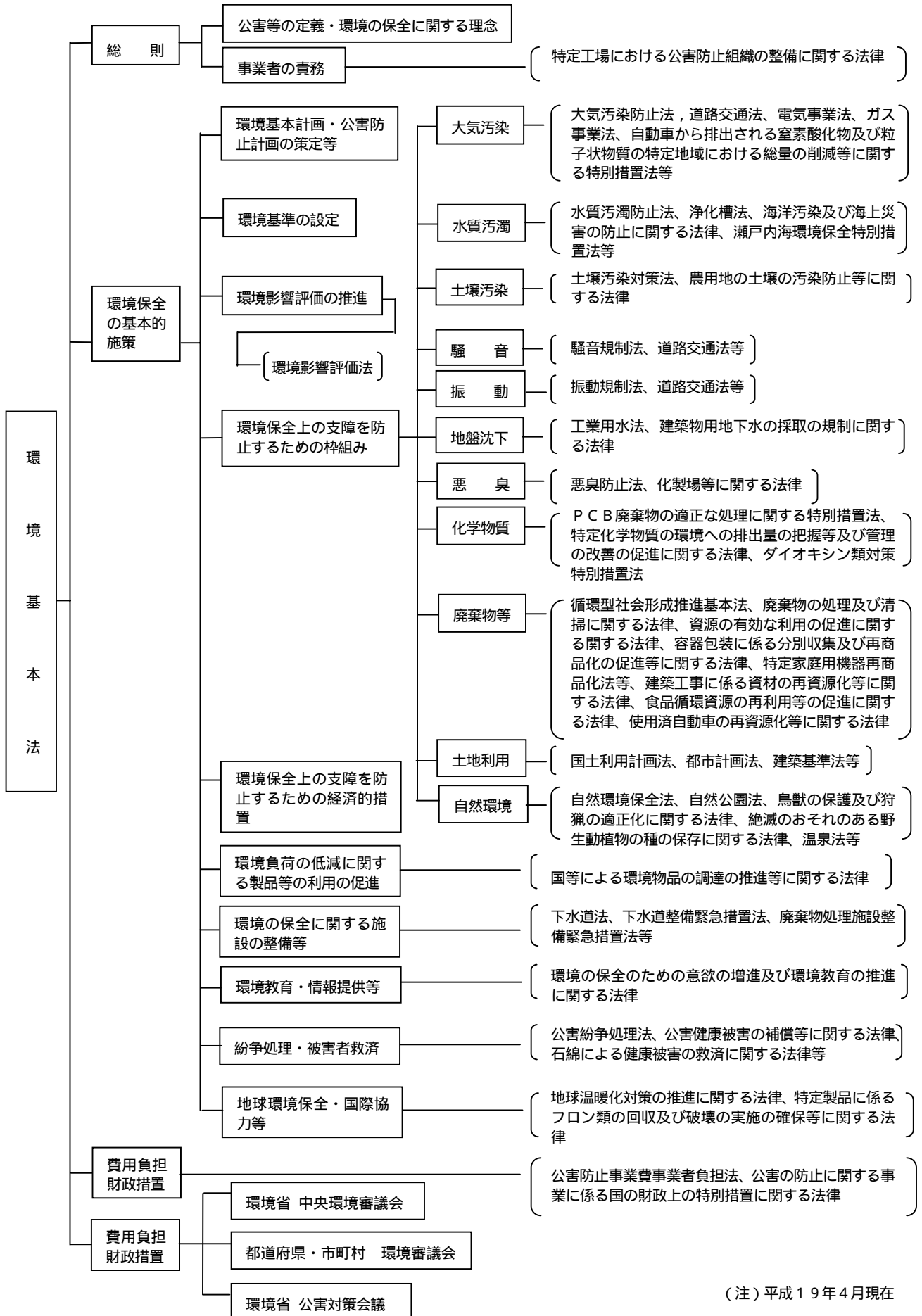


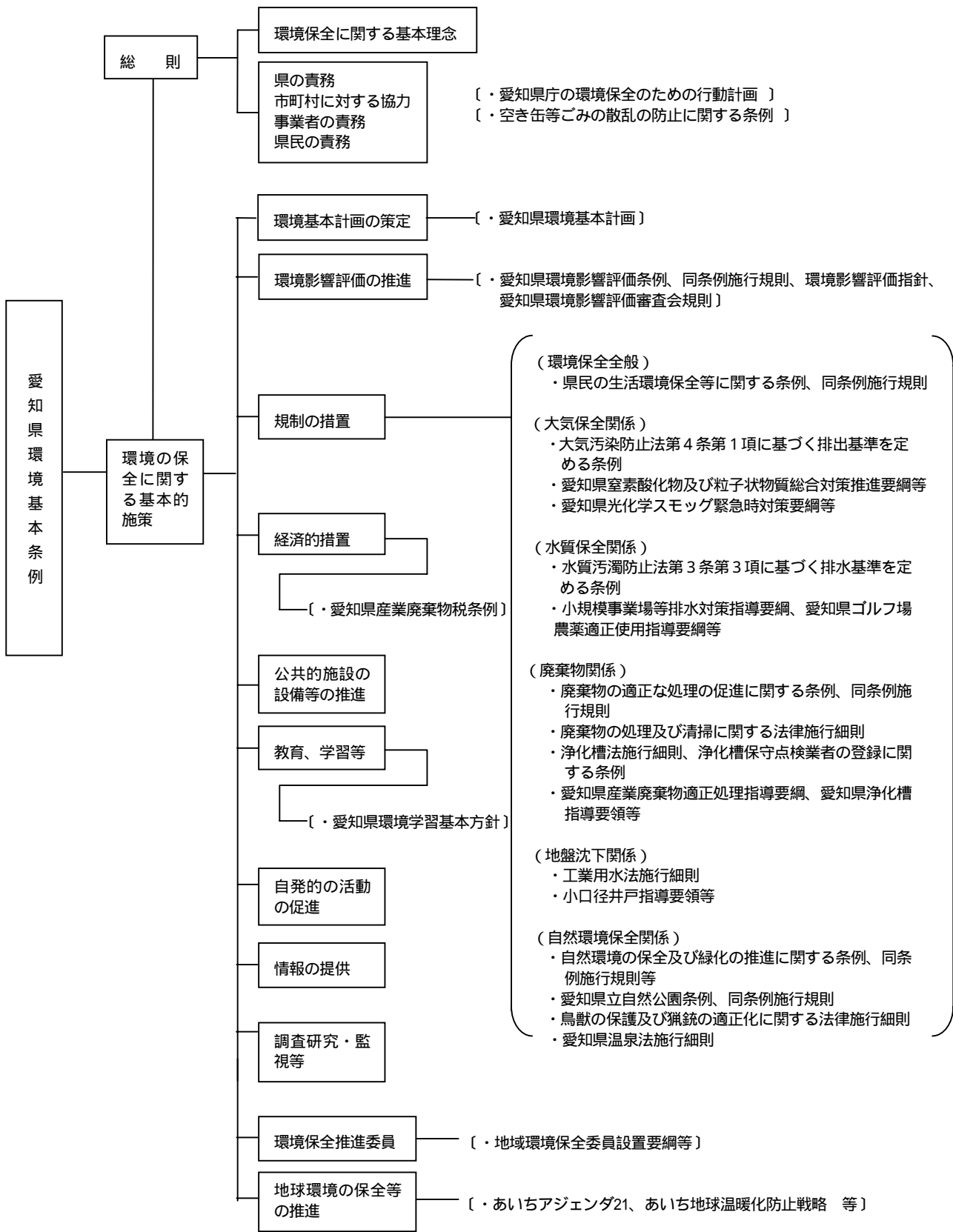
參考資料

環境保全関係法の体系



(注) 平成19年4月現在

愛知県における環境保全関係条例等の体系



(注)平成19年4月現在

愛知県制定（策定）の環境保全関係要綱・指導指針等一覧表

区 分	要 綱 等 名	策定・施行年月
環境全般	環境影響評価指針	H11.5
	愛知県化学物質適正管理指針	H15.10
大気保全 関 係	愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱	H18.4
	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	H18.4
	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関 設置指導指針	H7.4 (H18.4改正)
	工場・事業場に係る揮発性有機化合物排出抑制指針	H18.4
	愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱	S49.5
	大気汚染（いおう酸化物）緊急時対策要綱	S47.2
	愛知県大気汚染（いおう酸化物）緊急時対策実施要領	S47.2
	愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領	S49.5
	水質保全 関 係	小規模事業場等排水対策指導要領
巴川水系水質保全対策推進要綱		H2.9
愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱		H2.11
愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針		H元.4
汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱		H16.2
愛知県土壌汚染等対策指針		H15.8
廃棄物 関 係	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱	H16.2 (旧要綱H3.4)
	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱	H14.4
	愛知県浄化槽指導要領	S60.10
	愛知県ごみ減量化等推進指針	H6.3 (H7.3、8.3)
地盤沈下 関 係	濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱（国策定）	H7.9 (旧要綱S60.4)
	小口径井戸指導要領	S61.4
自然環境 保全関係	自然環境の破壊の防止等のための勧告・助言	S49.5

愛知県策定の環境保全関係計画・基本方針等一覧表

区分	計画等名	策定・施行年月	概要
環境保全全般	愛知県環境基本計画	H14.9	愛知県環境基本条例に基づき21世紀初頭における環境保全・創造に関する施策の方向を示した計画
	愛知県環境学習基本方針	H17.1	県民が、環境保全の意欲を高めることにより、環境に配慮し、行動できる能力を身につけるために必要な環境学習を推進するための方針
	あいちアジェンダ21	H6.12	地球環境の保全を進めるための県民・事業者・行政の行動指針
	愛知地域公害防止計画	H13.12	環境基本法に基づき、現に公害が著しい地域等についての公害防止に関する各種施策を定めた計画
	愛知県環境保全型農業推進基本方針	H6.3 (最終改正H11.4)	生産性の維持を図りつつ、環境とより調和した農業を推進するために定めた基本方針
	愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針	H13.12	グリーン購入法に基づき、県の環境物品等の調達に係る事項を定めた基本方針
大気保全関係	あいちエコエネルギー導入ビジョン	H9.3	国の「新エネルギー導入大綱」に基づき、地球温暖化防止に資する新エネルギー導入にあたっての具体的な施策等を定めたガイドライン
	地球温暖化の防止に関する計画	H15.9	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガスの総排出量の抑制等のための措置について定めた計画
	あいち新世紀自動車環境戦略	H14.10	「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現を図るための総合的な自動車環境対策（目標年度：平成22年度）
	愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（NOx・PM）総量削減計画	H15.7	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するため、各種自動車環境対策を推進するための計画（目標年度：平成22年度）
	愛知県における道路交通騒音対策に係る取組方針	H8.5	県内の道路交通騒音の深刻な路線・地区における道路交通騒音対策等を定めた取組方針
	大気環境の改善に向けた物流対策推進指針	H9.3	貨物自動車の大気汚染物質排出量の削減を図るため、運送事業者等が取組むための実践内容を定めた指針
	あいち地球温暖化防止戦略	H17.1	地域における地球温暖化防止対策を強化・推進するため、県内から排出される温室効果ガスの削減目標、その方策等を定めた計画（目標年度：平成22年度）
水質保全関係	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）	H14.7	水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量を削減して水質改善と環境基準の達成を目指すため、必要な各種施策を定めた計画（目標年度 平成16年度）
	生活排水対策に関する基本方針	H15.10	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、生活排水対策について必要な事項を定めた方針
廃棄物関係	あいち資源循環型社会形成プラン	H15.3	循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政の役割と取組の方向を示す（目標年度：平成22年度）
	愛知県廃棄物処理計画	H14.9	廃棄物処理法に基づき、循環型社会を実現するため、廃棄物の排出抑制、循環的な利用、適正処理を推進するための基本計画（計画期間 平成14～18年度）
	愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	H16.12	県内に保管・使用されているPCB廃棄物を適正かつ計画的に処理するための計画（計画期間：平成16年度～28年度）
	愛知県分別収集促進計画（第4期）	H17.9	容器包装リサイクル法に基づき、市町村の行う容器包装の分別収集が円滑に推進されるよう各種施策を定めた計画（計画期間 平成18～22年度）
	愛知県ごみ焼却処理広域化計画	H10.10	「ごみ処理焼却処理施設広域化」の推進を図るための計画（計画期間 平成10～19年度）
	愛知県農業用使用済プラスチック適正処理推進基本方針	H11.1	農業用使用済プラスチックの適正な回収及び処理を推進するための基本方針

自然環境保全関係	自然環境保全等基本方針	S49.3 (改正 H12.3)	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、県土の自然環境の適正保全、緑化推進のために定めた基本方針
	第4次愛知県緑化基本計画	H10.10	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑化の推進を図るための基本計画(目標年度 平成22年度)
	第9次鳥獣保護事業計画	H14.3	野生鳥獣の保護(鳥獣保護区の設立等)及び狩猟の適正化(狩猟禁止交域の設定)を図るための計画(計画期間:平成14年4月~19年3月)
	特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)	H14.3	人とカモシカが共存できるよう、地域個体群の安定的維持を図りながら、林業被害を減少させるための計画(計画期間:平成14年4月~19年3月)
	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)	H16.3	イノシシによる農林作物被害を軽減し、イノシシの地域個体群の維持を図るための計画(計画期間:平成16年4月~19年3月)
	特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)	H16.3	ニホンザルによる農林作物被害を軽減を図り、農林作物依存や人馴れを抑制し、ニホンザルの地域個体群の維持を図るための計画(計画期間:平成16年4月~19年3月)
	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)	H17.3	ニホンジカによる農林業被害を少なくし、ニホンジカの地域個体群の維持を図るための計画(計画期間:平成17年4月~19年3月)

豊田市環境基本条例

(平成8年9月30日条例第27号)

改正 平成14年 3月26日条例第3号

平成17年 7月13日条例第89号

豊田市環境基本条例(昭和46年条例第38号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 基本的施策(第7条~第13条)

第3章 総合的推進のための施策(第14条~第18条)

第4章 効果的推進のための施策(第19条~第21条)

第5章 豊田市環境審議会(第22条~第26条)

附則

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲に

わたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等

に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、豊田市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第15条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整

を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第 16 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 17 条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第 18 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第 20 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第 5 章 豊田市環境審議会

(設置)

第 22 条 環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 4 4 条の規定に基づき、豊田市環境審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 23 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 住民 (市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者を含む。)

(5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊田市環境基本条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定により定められた環境上の基準については、旧条例は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

(豊田市公害防止条例の一部改正)

3 豊田市公害防止条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第23条~第26条)」を「(第23条・第24条)」に改める。

第1条中「(昭和46年条例第38号)第15条」を「(平成8年条例第27号)第7条」に、「同条例第7条に規定する公害防止」を「公害の防止」に改める。

第18条を次のように改める。

(規制基準の設定)

第18条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第2項の規定に基づき、騒音に関する規制基準を次のとおり定める。

区域の区分		時間区分		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域 及び第2種中高層住居専用 地域	デシベル 45	デシベル 40	デシベル 40
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居 地域及び準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域及び都市計画区域で 用途地域の定められていない 地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	65	60	55

備考 昼間、朝・夕及び夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

「昼間」とは、午前8時から午後6時まで

「朝・夕」とは、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後9時まで

「夜間」とは、午後9時から翌日の午前6時まで

第24条及び第25条を削り、第26条を第24条とする。

(豊田市あき地環境保全条例の一部改正)

4 豊田市あき地環境保全条例(昭和47年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和46年条例第38号)第10条」を「(平成8年条例第27号)第9条」に改める。

附 則(平成14年3月26日条例第3号抄)

この条例は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成17年7月13日条例第89号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊田市附属機関条例の一部改正)

2 豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

豊田市環境審議会規則

(平成8年9月30日規則第40号)

改正 平成10年 6月26日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)第26条の規定に基づき、豊田市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(豊田市環境対策審議会規則の廃止)

2 豊田市環境対策審議会規則(昭和46年規則第49号)は、廃止する。

附 則(平成10年6月26日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。(後略)

豊田市の環境を守り育てる条例

(平成18年3月30日 条例第6号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 地球温暖化の防止等に関する施策(第3条～第11条)
 - 第3章 自然環境を守り育てるための施策(第12条～第15条)
 - 第4章 生活環境を守るための措置
 - 第1節 空き地の維持管理に関する措置(第16条～第18条)
 - 第2節 空き缶等の散乱防止に関する措置(第19条～第28条)
 - 第5章 公害の防止等に関する施策
 - 第1節 公害の防止に関する施策(第29条～第38条)
 - 第2節 化学物質の適正な管理等に関する措置(第39条～第41条)
 - 第3節 報告、立入検査及び勧告(第42条・第43条)
 - 第6章 環境保全に関する協定(第44条)
 - 第7章 環境学習の促進に関する施策(第45条・第46条)
 - 第8章 雑則(第47条～第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号。以下「基本条例」という。)の基本理念に基づき、市、事業者及び市民(団体等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る支障を防止し、並びに自然環境及び生活環境を良好な状態に保持し、環境への負荷の低減を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (3) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 自動車排出ガス 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスをいう。
- (5) 低公害車 自動車排出ガスが発生しない自動車等又はその発生量がより少なく、かつ、低燃費である自動車等をいう。
- (6) 自然環境 日光、大気、水、土壌、動物、植物等の環境の自然的構成要素及び当該要素が複合したものをいう。

(7) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。

(8) 化学物質 人の健康又は生態系に影響を及ぼすおそれがある元素及びその化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。

第2章 地球温暖化の防止等に関する施策

(市の責務)

第3条 市は、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。)オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全(基本条例第2条第3号に規定する地球環境保全をいう。)のために必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化の防止等について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、日常生活又は事業活動において、地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出の抑制に努めるとともに、資源及びエネルギーの消費を抑制し、及び資源の循環的利用(再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下同じ。)の推進に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、前条第1項に規定する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市の地球温暖化防止等への取組)

第5条 市は、毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。)の調達の推進を図るための方針を作成するとともに、当該方針に基づき、物品及び役務の調達を実践するものとする。

2 市は、公共施設の整備及び維持管理に当たっては、率先して環境に配慮するものとする。

(事業者の地球温暖化防止等への取組)

第6条 事業者は、事業活動において、次に掲げる事項を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(1) 環境への負荷の少ない物品、燃料等を使用し、及び資源を循環的に利用すること。

(2) 省エネルギー、省資源等を推進するための組織的な取組を行うこと。

(3) 廃棄物の排出を抑制すること。

(4) 新エネルギー(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)第2条に規定するエネルギーであって、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等をいう。以下同じ。)を率先して導入すること。

(市民の地球温暖化防止等への取組)

第7条 市民は、日常生活において、次に掲げる事項を推進し、エコライフ(環境への負荷の低減を図る等、環境に配慮した生活を行うことをいう。)の実践に努めなければならない。

(1) 省エネルギー等を推進するため、省エネ製品(省エネルギーを図るための製品をいう。)を使用し、及び省エネ行動(省エネルギーを図るための各種行動をいう。)を実践すること。

(2) 省資源等を推進するため、無駄使いを防止し、及び資源を循環的に利用すること。

(3) 廃棄物の排出抑制等を推進するため、環境にやさしい消費行動を実践すること。

(4) 新エネルギーを率先して導入すること。

(自動車等の使用等に係る市の責務)

第8条 市は、市民及び事業者が保有する自動車等の小型自動車(道路運送車両法第3条に規定する小型自動車をいう。)又は低公害車への転換、自動車等の合理的な使用、道路環境の改善その他自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、国、県等の関係機関と連携して、環境にやさしい交通施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

(自動車等の使用者等の責務)

第9条 自動車等を使用する者は、自動車排出ガス、二酸化炭素、騒音等(以下「自動車排出ガス等」という。)及び燃料消費の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

2 自動車等の製造、販売又は整備を業とする者は、市が実施する自動車等から発生する自動車排出ガス等及び燃料消費の低減に関する施策に協力しなければならない。

(低公害車等の購入等の促進)

第10条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車又は自動車排出ガス等の発生量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)

第11条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を停車し、又は駐車するときは、樹木等の保護に配慮して停車し、又は駐車するとともに、適時、アイドリング・ストップ(自動車等を停車し、又は駐車したときにおいて、当該自動車の原動機の不必要な稼働をしないことをいう。以下同じ。)を励行するよう努めなければならない。

2 駐車場、自動車ターミナルその他の自動車等が出入りする場所を管理する者は、当該場所に入りする自動車等を使用する者に対し、アイドリング・ストップの実行について周知するよう努めなければならない。

第3章 自然環境を守り育てるための施策

(市等の責務)

第12条 市は、自ら多様な自然環境を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による自然環境を守り育てる活動を促進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、国及び県が指定する絶滅のおそれのある野生生物としてレッドデータブックに登載された生物の保全に努めるものとする。

3 市は、自然環境を守り育てるための施策を実施するに当たっては、自然環境について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

4 市民及び事業者は、動植物の生育環境に配慮すること等により、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に守り育てるよう努めなければならない。

(都市の自然を守り育てるための市等の責務)

第13条 市は、自ら都市における自然を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による都市の自然を守り育てる活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、日常生活、事業活動等において緑化等に配慮すること等により、自然が適正に守り育てられるよう努めなければならない。

(外来生物に係る措置)

第14条 市は、在来する生物及び生態系への外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条に規定する特定外来生物をいう。）による影響を防止するため、国、県、近隣市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（開発事業等に伴う自然環境への配慮の推進に係る市等の責務）

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行う事業者が、当該事業の実施に当たり自然環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 開発事業等を行う事業者は、当該事業の実施に伴う自然環境への影響について適正に配慮するとともに、動植物の生育環境を守るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 生活環境を守るための措置

第1節 空き地の維持管理に関する措置

（空き地の所有者等の責務）

第16条 現に人が使用していない土地（以下「空き地」という。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地が、雑草等が繁茂すること等により、ごみ等の不法投棄を誘発し、害虫の発生源となり、又は火災若しくは犯罪発生の遠因その他生活環境に重大な支障がある状態（以下「不良状態」という。）にならないように維持管理しなければならない。

（指導及び助言等）

第17条 市長は、空き地が現に不良状態にあるとき又は不良状態となるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、現に不良状態にある空き地の所有者等に対し、当該空き地の不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

（空き地の活用）

第18条 市長は、空き地のうち公共的に活用することが効率的であるものについては、その所有者等に対して、当該空き地の管理を市に委託するよう要請するものとする。

第2節 空き缶等の散乱防止に関する措置

（空き缶等の散乱行為の禁止）

第19条 何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻等（以下「空き缶等」という。）をみだりに捨てるなどして、散乱させることのないようにしなければならない。

（市の責務）

第20条 市は、地域の実情に即した空き缶等の散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するため、空き缶等の散乱の防止に関する実施計画を策定するものとする。

（事業者の責務）

第21条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者（自動販売機により販売する事業者を含む。以下同じ。）は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

3 容器入りの飲食料を販売する事業者は、規則で定めるところにより、その販売する場所に空き

容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

4 たばこを販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

(市民等の責務)

第22条 市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収容し、環境の美化に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(印刷物等の配布者等の責務)

第23条 公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者(以下「印刷物等の配布者等」という。)は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

2 公共の場所において催しを行った者は、当該催しを行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

(土地占有者等の責務)

第24条 土地を占有し、又は管理する者(以下「土地占有者等」という。)は、その占有し、又は管理する場所を清潔に保つよう努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(空き缶等散乱防止協定)

第25条 市長は、空き缶等の散乱を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) 空き缶等の散乱の防止についての啓発に関する事項

(2) 空き缶等の散乱の防止のための清掃に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(犬、猫等の飼い主の責務)

第26条 犬、猫等の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、当該犬、猫等のふんを放置してはならない。

2 犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を散歩させるときは、ふんを回収するための容器等を携行し、当該犬、猫等がふんをしたときは、直ちに回収して持ち帰るとともに、これを適正に処理しなければならない。

(指導及び助言)

第27条 市長は、市民、事業者、公共の場所における印刷物等の配布者等及び土地占有者等が空き缶等の散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第28条 市長は、第21条第3項又は第23条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

第5章 公害の防止等に関する施策

第1節 公害の防止に関する施策

(燃料の転換)

第29条 燃料の燃焼によりばい煙(大気汚染防止法第2条第1項及び県民の生活環境の保全等に

関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「県条例」という。）第2条第1項第3号に規定するばい煙をいう。）を発生させる事業者は、環境への負荷がより少ない燃料に転換するよう努めなければならない。

（低公害小型燃焼機器の設置等）

第30条 小規模のボイラーその他の燃焼機器（大気汚染防止法第2条第2項及び県条例第2条第1項第4号に規定するばい煙発生施設を除く。以下「小型燃焼機器」という。）を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量のより少ない小型燃焼機器（以下「低公害小型燃焼機器」という。）を設置するよう努めなければならない。

2 市は、低公害小型燃焼機器に関する情報を収集し、当該情報を提供すること等により、低公害小型燃焼機器の普及の促進に努めるものとする。

（光化学スモッグ対策）

第31条 市は、光化学スモッグ（自動車、工場等から排出される窒素酸化物又は揮発性有機化合物（大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。）が、光化学反応によりオゾン等の酸化性物質に変化し、白くもやがかかった状態になることをいう。以下同じ。）による健康被害を防止するために必要な施策を実施するものとする。

2 事業者は、光化学スモッグの発生の原因となる揮発性有機化合物の排出抑制に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

3 市民は、揮発性有機化合物の使用量がより少ない製品の購入及び使用に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

（石綿を含む建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止）

第32条 石綿を含む建築物（大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定建築材料が使用されている建築物を除く。）を解体し、改造し、又は補修する者は、当該建築物の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（油の流出及び地下浸透の禁止）

第33条 油（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。）を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

2 油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していないことを定期的に点検しなければならない。

3 公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者（水質汚濁防止法第14条の2第1項の特定事業場の設置者及び同条第2項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。）は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。

4 油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（排水規制基準）

第34条 市長は、排水（事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）に含まれる物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものについて、その排出許容限度に関し、排水規制基準を定めるものとする。

2 事業者（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水を排出する者を除く。）は、前項の排水規制基準を遵守しなければならない。

（土壌汚染の状況等の公表）

第35条 市長は、事業者から土壌又は地下水の汚染に関する報告があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第2項の規定による公示及び県条例第43条の規定による公表を行うときを除き、当該土壌又は地下水の特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（開発事業等に係る環境保全対策）

第36条 開発事業等を行う者は、当該開発事業等に伴う汚濁水の流出、騒音、振動、粉じん（工事に伴い発生する砂じん等を含む。）悪臭及びテレビ受信障害の防止に努めなければならない。

2 開発事業等のうちテレビ受信障害のおそれがあるものとして規則で定める事業を行おうとする者は、工事着手前までに、工作物の名称、工作物の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（監視、測定等）

第37条 市長は、公害の状況を把握するとともに、公害を防止するための措置等を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備し、これを実施するものとする。

（事業者に対する援助措置）

第38条 市長は、事業者が行う環境の保全のための施設の設置、改善等に必要な資金のあっせん、技術的な助言等の援助措置を講ずることができる。

第2節 化学物質の適正な管理等に関する措置

（化学物質に関する情報収集等）

第39条 市は、化学物質が適正に使用されるよう、化学物質に関する情報の収集及び提供、化学物質の適正管理に係る啓発等を行うものとする。

2 化学物質を使用しようとする者は、当該使用する化学物質の性状、人の健康又は生活環境への影響等の情報を事前に把握するとともに、化学物質の使用、管理等を適正に行うよう努めなければならない。

（化学物質の使用量の削減及び転換）

第40条 化学物質を使用する者は、化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することを抑制するため、化学物質の使用量の削減を図るとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれの少ない物質に転換するよう努めなければならない。

（化学物質に係る事故時の措置）

第41条 化学物質を取り扱う事業者（県条例第69条第1項に規定する特定事業者を除く。次項において「化学物質取扱事業者」という。）は、その施設において破損その他の事故が発生し、化学物質が当該施設から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに当該化学物質の排出又は浸透の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 化学物質取扱事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の内容を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、事故の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

第3節 報告、立入検査及び勧告

(報告及び立入検査)

第42条 市長は、公害の防止及び化学物質の適正な管理等に関し、必要な限度において、事業者又は関係人から必要な報告を求め、又はその職員を工場その他の場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第43条 市長は、第33条第3項、第34条第2項又は第41条第1項の規定に違反する行為が行われたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該違反行為を行った者に対し、期限を定めて、当該おそれを除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第6章 環境保全に関する協定

第44条 市長は、この条例に定めるもののほか、環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者(工場又は事業場を設置しようとする者を含む。)と環境保全に関する協定を締結することができる。

第7章 環境学習の促進に関する施策

(環境学習等の促進)

第45条 市は、市民及び事業者の自発的な環境学習等を促進するため、環境について学習及び体験をする事業、環境を守り育てるための事業等を企画し、当該事業のための施設及び参加の機会の充実を図るとともに、指導者等の人材育成に努め、環境に関する広報活動を積極的に実施するものとする。

- 2 事業者は、環境を守り育てる活動を自発的に行うよう努めなければならない。
- 3 市民は、環境を守り育てるために積極的に環境学習等に取り組むとともに、当該環境学習等を通じて習得した内容を実践するよう努めなければならない。

(市民及び事業者への支援)

第46条 市は、市民及び事業者に対し、環境を守り育てる活動を行うために必要な助言、物品等の支援措置等を講ずるよう努めるものとする。

第8章 雑則

(公表)

第47条 市長は、この条例の規定に違反して人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況を公表することができる。

- 2 市長は、第43条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従

わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに違反の事実及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により違反者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の手続の例により、相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

（生活環境に関する苦情の処理等）

第48条 市長は、生活環境に関して、苦情等が発生したときは、その内容を検証し、必要があると認めるときは、当該苦情を処理するための適切な措置を速やかに講ずるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動により周辺的生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、その内容を検証し、当該苦情に対応する必要があるときは、その責任において誠意をもって対応しなければならない。

（表彰）

第49条 市長は、環境を守り育てる活動において、顕著な功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

（委任）

第50条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（豊田市公害防止条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）豊田市公害防止条例（昭和47年条例第18号）

（2）豊田市あき地環境保全条例（昭和47年条例第19号）

（3）豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例（平成7年条例第44号）

豊田市の環境を守り育てる規則

(平成18年6月30日規則第49号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市の環境を守り育てる条例(平成18年条例第6号。以下「条例」という。)第21条第3項、第33条第5項、第34条第1項、第35条、第36条第2項、第41条第3項及び第50条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置)

第2条 条例第21条第3項の規定により設置する空き容器の回収容器(以下「回収容器」という。)は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。

- (1) 金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 30リットル以上の容積があること。
- (3) 販売する容器入りの飲食料の容器の材質に応じ分別回収できるものであること。

2 回収容器は、容器入りの飲食料を販売する場所から5メートル以内で空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。ただし、市長が適当と認める位置に設置する場合にあっては、この限りでない。

(油の流出等の状況の公表に係る事項)

第3条 条例第33条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名(事業者にあつては、当該事業者の名称及び代表者の氏名)、住所(事業者にあつては、事業所の所在地)及び連絡先
- (2) 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた場所
- (3) 公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた油の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項

(排水規制基準)

第4条 条例第34条第1項の規則で定めるものは、別表左欄に掲げる物質とする。

2 条例第34条第1項の排水規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

(土壌汚染の状況等の公表に係る事項)

第5条 条例第35条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先
- (2) 特定有害物質により汚染された土地の場所
- (3) 調査を実施した年月日
- (4) 当該土地の汚染の原因となった特定有害物質の名称
- (5) その他市長が必要と認める事項

(テレビ受信障害に係る届出)

第6条 条例第36条第2項の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が4以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。第4項において同じ。)を建築する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、高さ12メートル以上の工作物を設置する事業

2 条例第36条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の設置に係る工事期間
- (2) 工作物の用途

(3) 工作物の高さ及び階数

(4) テレビ受信障害が発生した場合の措置

(5) 連絡責任者の氏名及び連絡先

3 条例第 3 6 条第 2 項の規定による届出は、テレビ受信障害に関する届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

4 前項のテレビ受信障害に関する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 工作物の付近の見取図

(2) 机上計算によりテレビ受信障害の予測範囲を示した図面（地階を除く階数が 1 0 以上の建築物を建築する事業に係るものに限る。）

（化学物質に係る事故時の公表に関する事項）

第 7 条 条例第 4 1 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先

(2) 化学物質を大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた場所

(3) 大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた化学物質の種類

(4) その他市長が必要と認める事項

（立入検査の身分証明書）

第 8 条 条例第 4 2 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、豊田市の環境を守り育てる条例第 4 2 条第 2 項の規定による身分証明書（様式第 2 号）によるものとする。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（豊田市公害防止規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 豊田市公害防止規則（昭和 4 7 年規則第 1 4 号）

(2) 豊田市あき地環境保全規則（昭和 4 7 年規則第 1 9 号）

(3) 豊田市空き缶等ごみ散乱防止規則（平成 7 年規則第 5 0 号）

別表 排水規制基準（第4条関係）

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	排出許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1 - トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考	
<p>1 許容限度は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 「検出されないこと。」とは、備考1の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	

様式〔省略〕

豊田市環境影響評価検討会設置要綱

(設置)

環境影響評価に関して、関係各部署の総合調整をすることにより、環境影響評価制度の適切かつ円滑な推進を図り、もって地域の環境の保全に資するため、豊田市環境影響評価検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は愛知県環境影響評価条例(平成10年条例第47号)に基づく関係地域の市長意見の取りまとめに関すること。

その他環境影響評価に関し、会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境部調整監とし、検討会を総括する。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 会長は、環境に関する専門的な意見等を聴くために、専門家をアドバイザーとして置くことができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、以下により運営する。

会議は、会長が必要に応じて、対象事業に係る委員を招集する。

原則として、代理出席はないものとする。ただし、会長は、やむを得ない事情によりあらかじめ特定した代理者の出席を認めることができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要に応じて、検討会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(豊田市環境影響評価審査会設置要綱の廃止)

2 豊田市環境影響評価審査会設置要綱(平成元年)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合企画部	企画課長
社会部	自治振興課長
社会部	交通安全課長
産業部	農政課長
産業部	森林課長
都市整備部	都市計画課長
都市整備部	開発審査課長
建設部	河川課長
上下水道局	下水道建設課長
教育委員会	文化財課長
環境部	環境政策課長
環境部	廃棄物対策課長
環境部	清掃管理課長
環境部	環境保全課長

豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全設備等を整備する者に対する必要な資金(以下「整備資金」という。)の融資あっせん及び融資を行う別表第1の金融機関(以下「取扱金融機関」という。)への利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第2条 融資あっせんを受けることができる者は、市内に工場又は事業場等を有し、引続き6月以上市内で同一事業を営んでおり、自己資金によって環境保全設備等を整備することが困難な者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人(中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第2項で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)又は同項第1号の2に掲げる中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第12条第1項に規定する農業協同組合の組合員たる資格を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資あっせんを受けることができないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 市の融資制度を不正に利用したことがある者
- (3) その他市長が不相当と認めた者

(融資あっせんの対象経費)

第3条 整備資金の融資あっせんの対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場、事業場等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等(以下「公害」という。)を防止するために必要な別表第2に定める環境保全設備等の措置に要する経費
- (2) 公害を防止することが困難であることに伴う工場、事業場等の適地(市内に限る。)への移転(移転先で公害を防止するために必要な措置を講じる場合に限る。)及び移転先で公害を防止するために必要な別表第2に定める環境保全設備等の措置に要する経費(移転用地の取得に係る経費を除く。)
- (3) 自らの事業活動に伴って生じた有機性廃棄物を処理するために必要な別表第3に定める環境保全設備等(公害を発生させるおそれのないものに限る。)の設置に要する経費(産業廃棄物の処理を業とする者に係る経費を除く。)

(融資あっせんの条件)

第4条 整備資金の融資あっせんの条件は、次に定めるところによる。

- (1) 融資限度額 前条各号に該当する経費の80パーセント以内の額とし、2,000万円を限度とする。ただし、第2条第1項第2号及び第3号の規定に該当する組合にあっては、3,000万円を限度とする。
- (2) 利子 無利子とする。
- (3) 融資期間 5年以内(据置期間1年を含む)とする。
- (4) 返済方法 据置期間1年元本均等月賦返済を原則とする。

(5) 担保・保証人 取扱金融機関が定めるところによる。

(融資あっせんの申込み)

第5条 整備資金の融資あっせんを受けようとする者(以下「申込人」という。)は、環境保全設備等整備資金融資あっせん事業認定申請書(様式第1号 以下「申請書」という。)に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(融資あっせんの審査及び認定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書及び書類の内容を審査し、環境保全整備等整備資金融資あっせん事業として適当であると認定したときは、申込人及び当該融資に係る取扱金融機関に環境保全設備等整備資金融資あっせん事業認定書(様式第2号)を交付するものとする。

(融資あっせんの計画内容変更の禁止)

第7条 前条の規定により認定を受けた申込人は、当該申請書の計画内容を変更してはならない。ただし、市長が計画内容の変更を認めた場合はこの限りでない。

(融資あっせん認定の取消し)

第8条 第6条の規定により認定を受けた申込人が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により、認定を受けたとき

(2) 融資金を他の用途に使用したとき

(3) 認定後1年以上経過しても工事等に着手しなかったとき

(融資の申込み)

第9条 第6条の規定により認定を受けた申込人は、取扱金融機関に融資金の借入申込みをするものとする。

2 借入申込みの受付期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(融資の決定)

第10条 前条の規定により借入申込みを受付けた取扱金融機関は、信用調査の結果に基づき、融資の可否を決定し、その結果を申込人に通知するものとする。

(着手届の提出)

第11条 取扱金融機関から融資の決定通知を受けた申込人は、速やかに環境保全設備等の整備に着手するとともに、環境保全設備等整備資金融資あっせん事業着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込人から前項の着手届の提出があったときは、速やかにその写しを添えて取扱金融機関に通知するものとする。

(資金の貸出し)

第12条 取扱金融機関は、前条第2項の通知があったときは、着手を確認し貸付けを行うものとする。

(融資履行の報告)

第13条 取扱金融機関は、貸付日から5日以内に環境保全設備等整備資金融資あっせん事業報告書(様式第4号)により、融資の履行を市長に報告しなければならない。

(償還義務不履行等の報告)

第14条 取扱金融機関から融資を受けた者(以下「借受人」という。)が償還義務を履行しないとき又はこれに類する状況が発生させたときは、取扱金融機関は、速やかに市長に報告するものと

する。

(融資金の返還)

第15条 取扱金融機関は、第8条の規定により市長が認定を取り消した場合は、市長と協議し、融資決定を取り消し、融資の全部又は一部を返還させるものとする。

(整備の完了報告)

第16条 借受人は当該環境保全設備等整備資金融資あつせん事業を完了した時は、速やかに環境保全設備等整備資金融資あつせん事業完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第17条 借受人は、次の各号のいずれかを変更したときは、速やかに氏名等の変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(設備等の管理義務)

第18条 借受人は、環境保全設備等を有効に使用し、かつ、当該設備等の機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

(利子補給)

第19条 市長は、第6条の規定による認定を受けて融資を行った取扱金融機関に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子の補給する。ただし、償還期日を経過した融資についての利子及び延滞に係る利子を除くものとする。

2 利子補給の算定にあたって、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給率)

第20条 前条の規定する利子補給の利率は、取扱金融機関の定める短期プライムレートに0.5%を加えたものとする。

2 前項の規定による利率は、借受人と取扱金融機関との融資契約終了時まで変更しないものとする。

(利子補給金交付の申請)

第21条 取扱金融機関は、利子補給金を受けようとするときは、4月の償還期日の翌日から10月の償還期日まで(以下「前期」という。)のものについては10月末日までに、10月の償還期日の翌日から翌年4月の償還期日まで(以下「後期」という。)のものについては翌年4月末日までに、環境保全設備等整備資金融資あつせん事業利子補給金交付申請書(前期・後期)(様式第7号)に利子補給金計算書(別紙)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、全額繰上償還があつた場合の利子は、全額償還日までの利子とする。

(利子補給交付の決定通知)

第22条 市長は、前条の規定による環境保全設備等整備資金融資あつせん事業利子補給金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査して適当と認めたときは利子補給金の交付の決定をし、速やかに当該金融機関に環境保全設備等資金利子補給金交付決定通知書(様式第9号)を通知するものとする。

(損失補償)

第23条 市長は、整備資金の融資によって取扱金融機関が受けた損失については、補償しないものとする。

(報告の徴収及び調査)

第24条 市長は、第22条の規定により利子補給金の交付の決定をした資金について必要があるときは、取扱融資機関及び当該資金の借受人に対して報告を求め、当該貸付資金に関する帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(交付決定の取消し又は利子補給金の返還)

第24条 市長は、取扱融資機関及び当該資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、交付すべき利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 書類に虚偽の事項を記載したとき。

(延滞金)

第25条 取扱融資機関は、前条の規定により利子補給金の返還を命ぜられ、これを定めた期日までに納付しなかったときは、豊田市税外収入に係る延滞金条例(昭和39年条例第7号)の規定により延滞金を納付しなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(豊田市環境保全設備等整備資金融資要綱の廃止)

2 豊田市環境保全設備等整備資金融資要綱は廃止する。

(豊田市環境保全設備等整備資金利子補助金交付要綱の廃止)

3 豊田市環境保全設備等整備資金利子補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行前に廃止前の豊田市環境保全設備等整備資金融資要綱及び豊田市環境保全設備等整備資金利子補助金交付要綱の規定による融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

取扱金融機関

岡崎信用金庫
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社名古屋銀行
豊田信用金庫
碧海信用金庫

環境保全設備等

区分	設備等の内容
大気汚染防止関係	1 集じん又は除じん装置(ばいじんその他の有害物質(粒子状)又は粉じんを重力沈降、完成分離、ろ過洗浄、電気捕集等の方法により処理するもの。)
	2 散水、被膜又は密閉装置(粉じんを散水、被膜又は密閉(生産機器でなくもっぱら粉じん防止の用に供するものに限る。))により防止するもの。)
	3 洗浄、中和又は吸着装置(硫黄酸化物その他の有害物質を洗浄、吸収、中和又は吸着の方法により処理するもの。)
	4 フロンの回収又は吸着装置あるいは脱フロン洗浄装置(フロン洗浄装置からの転換の場合に限る。)
	5 これらの設備等の付属設備
	6 その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの
水質汚濁防止関係	1 沈殿又は浮上装置(汚水を連続的に処理するものに限る。自然沈殿槽のみ等の場合を除く。)
	2 油水分離装置(汚水中の油脂分を連続的に分離するためのもの。)
	3 ろ過装置(汚水中の固形分を除去するもの。)
	4 濃縮又は燃焼装置(汚水中の固形分を濃縮又は燃焼により処理するもの。)
	5 中和装置(汚水を薬剤添加により中和するもの。)
	6 酸化又は還元装置(ばっ気又は薬剤添加等により、汚水を連続的に処理するもの。)
	7 凝集沈殿装置(汚水を凝集沈殿により処理するもの。)
	8 生物化学的処理装置(散水ろ床法、活性汚泥法又は嫌気性処理法により汚水を処理するもの。)
	9 吸着又はイオン交換装置(汚水を吸着又はイオン交換法により処理するもの。)
	10 貯留装置(沈殿、ろ過、中和、酸化又は還元等の前処理として汚水を混合又は調整するもの。)
	11 汚泥処理装置(沈殿又は浮上装置等汚水処理装置から発生する処理残渣を処理するもの。)
	12 これらの設備等の付属設備
	13 その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの

区分	設備等の内容
騒音・振動防止関係	1 消音器又は消音装置（消音装置は、生産機器でなく防音カバー、防音フード等もっぱら騒音防止の用に供するものに限る。）
	2 防振バネ、防振ゴム又は機械基礎（機械装置から発生する騒音又は振動の防止に寄与する構造を有するもの。）
	3 遮音塀又は遮音壁（工場等から発生する騒音の防止に寄与する構造を有するもの。）
	4 防音室又は防音建屋
	5 ガソリンエンジン式フォークリフトから電動式フォークリフトへの転換
	6 これらの設備等の付属設備
	7 その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの
悪臭防止関係	1 悪臭処理施設（悪臭物質を酸化、還元、洗浄、中和、吸着、イオン交換又は科学的方法により処理するもの。）
	2 悪臭密閉装置（機械装置から発生する悪臭を密閉により防止するもので、生産機器又は工場等建築物を構成するものではなく、もっぱら悪臭防止の用に供するものに限る。）
	3 畜産農家から発生する家畜の糞尿の処理施設（自らの事業活動に伴って発生した糞尿の処理施設で、悪臭、水質汚濁等の公害を発生するおそれのないものに限る。）
	4 これらの設備等の付属設備
	5 その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの
土壌対策関係	1 土壌浄化対策施設
	2 地下水浄化対策施設
	3 これらの設備等の付属設備
	4 その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの

別表第3（第3条関係）

環境保全設備等

1	有機性廃棄物の堆肥化設備等（有機性廃棄物を電気的設備を用いて発酵及び乾燥処理するものに限る。）
2	これらの設備等の付属設備
3	その他これらに類する設備等で市長が適当と認めたもの

別表第4（第5条関係）

環境保全設備等整備資金融資あっせん事業認定申請書

添付書類一覧表

番号	項 目
1	環境保全設備等整備資金融資あっせん事業計画書
2	敷地内の建物、主要機械、処理施設等の配置図（移転の場合は、移転先も必要。電動式フォークリフトへの転換の場合は、使用場所付近の見取図。）
3	環境保全設備等整備の設計図書（仕様書、フローシート、設計計算書、実験データ、カタログ、保証書の写し及び図面等）
4	見積書（最終見積であること。）
5	市税の完納証明書
6	決算書の写し（個人を除く。）
7	建築基準法第6条第3項に規定する確認通知書の写し（工場等を建設する場合に限る。）
8	転換前のフォークリフトの自動車検査証又は標識交付証明書の写し若しくは当該フォークリフトの所有を証明する書類（フォークリフトの転換の場合に限る。）
9	移転計画書（第6条第2号に規定する工場の移転の場合に限る。）
10	有機性廃棄物の堆肥化設備等から発生する堆肥の処理・利用計画書（第6条第3号に該当する場合に限る。）
11	その他市長が必要と認めた書類

様式〔省略〕

幹線道路推進課調査分

1 大気観測調査（伊勢湾岸自動車道）

【環境基準】

- ・ 環境基本法第 16 条
- ・ 大気汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- ・ 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）

【調査概要】

伊勢湾岸自動車道沿線における市内 4 か所の大気測定局で、大気汚染の状況を常時測定し、環境基準の適否を判定し、大気汚染防止施策等の基礎資料とする。

（1）測定地点



図 30 大気測定地点

	局 名	所 在 地
	花園町新田 大気測定局（平成 16 年度設置）	花園町新田 4 2 - 1
	花園町観音山 大気測定局（平成 16 年度設置）	花園町観音山 2 6
	上郷町大井道 大気測定局（平成 16 年度設置）	上郷町大井道 5 4 - 2
	鷺鴨町天神前 大気測定局（平成 14 年度設置）	鷺鴨町天神前 2 1 2

(2) 測定項目及び測定方法

表 129 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法	測定局			
		新田	観音山	上郷	鷺鴨
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法		-	-	-
窒素酸化物 (NO+ NO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)	化学発光法				
一酸化炭素 (CO)	非分散型赤外分析法		-	-	-
浮遊粒子状物質 (SPM)	線吸収法				
光化学オキシダント (Ox)	紫外線吸収法		-	-	-
気象 (風向、風速)	気象庁の検定を受けた測定機				

：測定項目を示す。

【調査結果の概要】

- ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 花園町新田のみで測定している二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準を達成しました。
- ・ 花園町新田のみで測定している光化学オキシダントは、豊田市内の他の測定局と同様に環境基準を達成しませんでした。全国的にも達成している所はほとんどありません。

表 130 (伊勢湾岸自動車道) 測定局の環境基準適合状況

物質名	花園町 新田	花園町 観音山	上郷町 大井道	鷺鴨町天 神前	愛知県 達成率 ¹	全国達成率 ²
二酸化硫黄 (SO ₂)		-	-	-	100	99.8
二酸化窒素 (NO ₂)					100	100
一酸化炭素 (CO)		-	-	-	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)					97	93
光化学オキシダント (Ox)	×	-	-	-	0	0.1

1 平成 18 年度の自動車排出ガス測定局の環境基準達成率 (平成 18 年度大気汚染調査報告)

2 平成 18 年度の自動車排出ガス測定局の環境基準達成率 (平成 18 年度大気汚染状況報告書)

(3) 大気汚染の現況(平成19年度)

気象(温度、湿度、風向、風速)

表131-1 花園町新田測定局月別気象測定結果

年月	風向		風速(m/s)		
	最多風向	割合(%)	平均値	1時間値の 最高値 最低値	日平均値の 最高値 最低値
平成19年	NW	33.1	1.7	6.6 0.0	3.9 0.4
	NW	24.5	1.9	7.5 0.0	3.6 0.5
	SSE	20.4	1.4	5.2 0.0	2.3 0.5
	NW	14.9	1.4	7.6 0.0	4.1 0.7
	SSE	20.4	1.5	5.6 0.0	4.0 0.6
	SSE	18.8	1.3	5.5 0.0	2.8 0.6
	WNW	17.6	0.9	5.2 0.0	2.1 0.4
	NW	28.5	1.1	5.7 0.0	2.5 0.4
	NW	32.3	1.2	6.2 0.0	2.9 0.4
	NW	32.3	1.4	6.8 0.0	3.7 0.4
	NW	45.1	1.8	8.1 0.0	4.0 0.5
	NW	34.0	1.7	6.3 0.0	3.9 0.5
年間	NW	23.4	1.4	8.1 0.0	4.1 0.4

風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

表131-2 花園町観音山測定局月別気象測定結果

年月	風向		風速(m/s)		
	最多風向	割合(%)	平均値	1時間値の 最高値 最低値	日平均値の 最高値 最低値
平成19年	NW	29.3	2.1	9.3 0.1	4.2 1.0
	NW	22.3	2.2	9.7 0.0	4.8 1.0
	S	12.6	1.7	6.7 0.0	3.0 0.6
	NW	16.1	1.7	8.2 0.0	3.9 0.9
	SSE	15.7	1.7	5.7 0.0	4.1 0.9
	NW	13.6	1.6	7.7 0.0	3.0 0.9
	NW	19.2	1.5	6.4 0.1	3.1 0.7
	NW	30.3	1.6	6.4 0.0	3.1 0.7
	NW	34.4	1.7	7.3 0.0	3.6 0.6
	NW	39.8	2.2	10.4 0.0	5.0 0.8
	NW	45.3	2.5	9.7 0.2	5.8 0.9
	NW	35.1	2.3	8.2 0.1	4.7 1.0
年間	NW	25.1	1.9	10.4 0.0	5.8 0.6

風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

表131 - 3 上郷町大井道測定局月別気象測定結果

年月	風向		風速 (m/s)				
	最多風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値 最低値	日平均値の 最高値 最低値		
平成19年	4	WNW	20.0	2.1	8.3 0.0	4.4 0.8	
	5	WNW	16.0	2.0	8.3 0.0	4.3 1.0	
	6	S	12.5	1.4	6.4 0.0	2.6 0.8	
	7	WNW	12.5	1.5	6.9 0.0	3.5 0.7	
	8	ENE	14.4	1.5	5.4 0.0	3.1 1.0	
	9	ENE	10.8	1.4	6.8 0.0	2.9 0.9	
	10	ENE	18.8	1.4	5.1 0.0	2.7 0.9	
	11	NW	19.4	1.6	6.5 0.0	3.0 0.7	
	12	ENE	17.7	1.7	8.0 0.0	3.5 0.8	
	平成20年	1	NW	24.9	1.9	7.9 0.0	4.0 0.7
		2	NW	27.4	2.4	9.2 0.0	5.0 1.0
		3	NW	20.7	2.1	7.7 0.0	4.3 1.0
年間	NW	14.6	1.8	9.2 0.0	5.0 0.7		

風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

表131 - 4 鷺鴨町天神前測定局月別気象測定結果

年月	風向		風速 (m/s)				
	最多風向	割合 (%)	平均値	1時間値の 最高値 最低値	日平均値の 最高値 最低値		
平成19年	4	NW	17.6	3.9	16.3 0.0	8.8 1.4	
	5	NW	13.7	3.9	16.6 0.0	9.1 1.4	
	6	SSE	15.8	2.5	12.7 0.0	5.2 1.5	
	7	SSE	15.2	2.7	14.0 0.0	8.2 1.5	
	8	SSE	18.1	2.6	10.0 0.0	6.7 1.7	
	9	SSE	16.3	2.5	14.3 0.0	5.3 1.3	
	10	NE	16.4	2.3	11.4 0.0	5.6 1.4	
	11	NE	16.3	2.7	11.5 0.0	6.2 0.9	
	12	NE	18.5	3.1	13.7 0.0	6.4 1.1	
	平成20年	1	NW	20.3	3.8	15.3 0.0	8.0 1.2
		2	NW	27.4	4.5	16.9 0.0	9.2 1.4
		3	NW	18.8	3.9	15.0 0.0	8.3 1.6
年間	NW	13.6	3.2	16.9 0.0	9.2 0.9		

風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

二酸化硫黄

表131 - 5 月別二酸化硫黄測定結果

測定局	項 目	平成 19 年												平成 20 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
花園町 新田 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	30	30	31	30	30	31	31	29	31
	測定時間 (時間)	715	737	716	739	740	716	729	712	739	739	692	738			
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値 (ppm)	0.006	0.013	0.022	0.014	0.032	0.014	0.012	0.010	0.010	0.007	0.010	0.007	0.008	0.010	0.007	0.008
日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.003	0.004

表131-6 二酸化硫黄 年間値

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	環境基準との対比		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無)	環境基準の達成状況 (達成・非達成×)				
					1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合 (時間) (%)	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合 (日) (%)								
花園町 新田 測定局	19	365	8,712	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0.004		

二酸化窒素

表131-7 月別二酸化窒素測定結果

測定局	項目	平成19年												平成20年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
花園町 新田 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	31	29	31		
	測定時間 (時間)	715	734	716	739	740	716	733	714	739	739	692	738			
	月平均値 (ppm)	0.022	0.018	0.016	0.016	0.012	0.016	0.023	0.028	0.027	0.026	0.027	0.025			
	1時間値の最高値 (ppm)	0.063	0.068	0.061	0.045	0.046	0.048	0.060	0.071	0.065	0.069	0.064	0.061			
	日平均値の最高値 (ppm)	0.033	0.034	0.033	0.030	0.025	0.029	0.033	0.046	0.040	0.049	0.041	0.041			
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1			
	花園町 観音山 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	29	31		
測定時間 (時間)		715	740	713	739	740	716	738	709	739	740	692	739			
月平均値 (ppm)		0.019	0.016	0.015	0.016	0.012	0.015	0.021	0.025	0.024	0.022	0.023	0.022			
1時間値の最高値 (ppm)		0.060	0.070	0.061	0.047	0.049	0.048	0.061	0.069	0.062	0.063	0.064	0.060			
日平均値の最高値 (ppm)		0.032	0.032	0.035	0.031	0.022	0.025	0.032	0.041	0.038	0.047	0.038	0.034			
1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0			

測定局	項目	平成 19 年												平成 20 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
上郷町 大井道 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	31	29	31	31	29	31		
	測定時間 (時間)	716	739	712	740	739	714	740	709	740	692	739	692	739		
	月平均値 (ppm)	0.018	0.016	0.015	0.016	0.013	0.016	0.021	0.024	0.023	0.021	0.021	0.021	0.021	0.020	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.056	0.073	0.052	0.044	0.044	0.042	0.059	0.062	0.062	0.067	0.062	0.062	0.062	0.061	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.030	0.038	0.028	0.025	0.023	0.025	0.032	0.040	0.035	0.047	0.035	0.035	0.035	0.035	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
	駕嶋町 天神前 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	23	29	29	31	
測定時間 (時間)		720	744	720	744	744	720	744	714	744	561	696	696	744		
月平均値 (ppm)		0.019	0.016	0.013	0.015	0.010	0.010	0.019	0.021	0.021	0.023	0.022	0.022	0.020		
1時間値の最高値 (ppm)		0.052	0.061	0.043	0.049	0.038	0.046	0.063	0.064	0.055	0.069	0.054	0.054	0.056		
日平均値の最高値 (ppm)		0.027	0.032	0.025	0.023	0.019	0.023	0.030	0.032	0.030	0.042	0.034	0.034	0.030		
1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		

表131 - 8 二酸化窒素 年間値

測定局	年度	有効測定日数 [日]	測定時間 [時間]	年平均値 [ppm]	環境基準との対比			1時間値 の最高値 [ppm]	日平均値 の年間 98%値 [ppm]	環境基準の 達成状況 (達成・非達成×)
					日平均値が0.06ppm を超えた日数と その割合 [時間] (%)	日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合 [日] (%)				
花園町 新田 測定局	19	365	8,715	0.021	0	0.0	6	1.6	0.039	
花園町 観音山 測定局	19	365	8,720	0.019	0	0.0	2	0.5	0.035	
上郷町 大井道 測定局	19	365	8,719	0.019	0	0.0	2	0.5	0.035	
鶯鳴町 天神前 測定局	19	358	8,595	0.017	0	0.0	1	0.3	0.031	

表131 - 10 一酸化炭素 年間値

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	環境基準との対比			1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	環境基準の 適否 (適・否×)
					8時間値が20ppmを 超えた回数とその割合 (回) (%)	日平均値が10ppmを 超えた日数とその割合 (日) (%)				
花園町 新田 測定局	19	365	8,741	0.3	0 0.0	0 0.0	1.7	0.6		

浮遊粒子物質

表131 - 11 月別浮遊粒子状物質測定結果

測定局	項目	平成 19 年												平成 20 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
花園町 新田 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	29	31			
	測定時間 (時間)	719	741	719	742	744	719	738	719	743	742	695	743			
	月平均値 (mg/m ³)	0.026	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.024	0.018	0.017	0.013	0.023			
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.220	0.328	0.170	0.127	0.080	0.121	0.073	0.082	0.082	0.092	0.066	0.081			
花園町 観音山 測定局	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.133	0.069	0.098	0.062	0.042	0.042	0.041	0.046	0.058	0.030	0.060				
	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	29	31			
	測定時間 (時間)	719	743	717	743	743	719	743	713	743	743	695	743			
	月平均値 (mg/m ³)	0.028	0.027	0.027	0.025	0.025	0.022	0.020	0.022	0.018	0.015	0.011	0.018			
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上郷町 大井道 測定局	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.269	0.138	0.183	0.117	0.085	0.086	0.068	0.075	0.083	0.079	0.050	0.065			
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.157	0.071	0.110	0.058	0.047	0.041	0.041	0.041	0.037	0.049	0.022	0.045			
	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	29	31			
	測定時間 (時間)	719	743	718	743	743	719	743	715	743	742	695	742			
	月平均値 (mg/m ³)	0.022	0.022	0.023	0.024	0.024	0.019	0.018	0.022	0.019	0.014	0.011	0.019			
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
鶯鳴町 天神前 測定局	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.175	0.185	0.219	0.119	0.488	0.077	0.078	0.084	0.306	0.106	0.054	0.085			
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.106	0.053	0.086	0.065	0.047	0.035	0.040	0.048	0.036	0.052	0.020	0.048			
	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	29	31	23	29	31			
	測定時間 (時間)	720	744	720	744	744	720	743	709	744	561	696	743			
	月平均値 (mg/m ³)	0.028	0.031	0.030	0.031	0.033	0.027	0.024	0.025	0.025	0.023	0.021	0.028			
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.128	0.099	0.122	0.101	0.092	0.071	0.056	0.130	0.091	0.083	0.064	0.074				
日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.082	0.057	0.089	0.058	0.051	0.038	0.036	0.038	0.045	0.051	0.028	0.054				

表131 - 12 浮遊粒子状物質 年間値

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	環境基準との対比				1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無 (有 x・無)	環境基準の 適 否 (適・否 x)
					1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた 時間数とその割合 (時間) (%)	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた 日数とその割合 (日) (%)						
花園町 新田 測定局	19	365	8,764	0.022	6 0.1	1 0.3	0.328	0.060		x		
花園町 観音山 測定局	19	365	8,764	0.021	7 0.1	2 0.5	0.269	0.055		x		
上郷町 大井道 測定局	19	365	8,765	0.020	3 0.0	1 0.3	0.488	0.052		x		
鷺嶋町 天神前 測定局	19	357	8,588	0.027	0 0.0	0 0.0	0.130	0.056				

光化学オキシダント

表131-13 月別光化学オキシダント測定結果

測定局	項目	平成 19 年												平成 20 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
花園町 新田 測定局	昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	31	15	30	30	31	31	29	31		
	昼間測定時間(時間)	449	465	450	465	465	225	408	447	461	463	433	464			
	昼間の1時間値の月平均値(ppm)	0.041	0.049	0.045	0.037	0.034	0.032	0.027	0.016	0.014	0.016	0.022	0.035			
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数	14	23	20	19	16	7	7	1	0	0	0	8			
	昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数	81	150	109	95	91	38	23	2	0	0	0	40			
	昼間の1時間値の最高値	0.096	0.119	0.121	0.110	0.112	0.098	0.082	0.063	0.040	0.042	0.059	0.082			
昼間の日最高1時間値の月間平均値	0.060	0.071	0.069	0.062	0.062	0.059	0.047	0.033	0.027	0.029	0.037	0.054				

表131-14 光化学オキシダント 年間値

測定局	年度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	環境基準との対比				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合 (時間) (日) (%) (日) (%)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の適否 (適・否×)			
					昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数及び日数とその割合 (時間) (日) (%)	昼間の1時間値が0.12ppmを越えた時間数及び日数とその割合 (時間) (日) (%)	昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合 (時間) (日) (%)							
花園町 新田 測定局	19	350	5,195	0.031	629 (時間)	12.1 (%)	115 (日)	32.9 (%)	1 (時間)	0.0 (%)	1 (日)	0.3 (%)	0.121 (ppm)	×

2 有害大気汚染物質観測調査（伊勢湾岸自動車道）

【環境基準】

- ・ 環境基本法第 16 条
- ・ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について<表 2 参照>

【調査概要】

（ 1 ）測定地点

花園町新田測定局(ベンゼン、1,3 - ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド)、
月 1 回測定 (年 12 回) 花園町観音山測定局(ベンゾ(a)ピレン)月 1 回測定 (今年度は年
9 回)

（ 2 ）調査対象物質及び調査方法の概要

有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いとされている優先的取組物質 21 物
質のうちから、ベンゼン、1,3 - ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ベ
ンゾ(a)ピレンを対象とした。

表 132 調査対象物質及び調査方法の概要

調査項目	調査方法の概要	
	資料採取	分析方法
ベンゼン	ステンレス容器捕集	ガスクロマトグラフ質量分析法
1,3 - ブタジエン	ステンレス容器捕集	ガスクロマトグラフ質量分析法
アセトアルデヒド	固相捕集	高速液体クロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	固相捕集	高速液体クロマトグラフ法
ベンゾ(a)ピレン	ろ紙捕集	高速液体クロマトグラフ蛍光光度法

表 133 有害大気物質調査概要

地点名	所在地	地域分類	項目数	測定回数
花園町新田	花園町新田 4 2 - 1	沿道	4 項目	12 回/年
花園町観音山	花園町観音山 2 6	沿道	1 項目	9 回/年

【調査結果】

表 134 環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値	平成 19 年度 環境基準達成状況	環境基準
			年度		
			19		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	沿道	花園新田 測定局	1.3		年平均値 3 以下

表 135 指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値	平成 19 年度 指針値達成 状況	指針値
			年度		
			19		
1,3 - ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	沿道	花園新田 測定局	0.14		年平均値 2.5 以下

表 136 基準値等が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値	平成 19 年度 基準値等達成 状況	基準値等
			年度		
			19		
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	沿道	花園新田 測定局	2.7		年平均値 5 以下
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	沿道	花園新田 測定局	3.9	×	年平均値 0.8 以下
ベンゾ(a)ピレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	沿道	花園観音 山測定局	0.00012	×	年平均値 0.00011 以下

3 環境騒音調査（伊勢湾岸自動車道）

【目的】

- 伊勢湾岸自動車道の状況を把握し環境基準との適否を評価し、騒音対策の基礎資料とする。

【調査概要】

（１）測定地点

伊勢湾岸自動車道沿線で市内４か所の騒音測定局で騒音状況を常時測定するものである。

表 137 測定地点

	局 名	所 在 地
	花園町新田 騒音測定局（平成 16 年度設置）	花園町新田 4 2 - 1
	花園町観音山 騒音測定局（平成 16 年度設置）	花園町観音山 2 6
	上郷町大井道 騒音測定局（平成 16 年度設置）	上郷町大井道 5 4 - 2
	鴛鴨町天神前 騒音測定局（平成 14 年度設置）	鴛鴨町天神前 2 1 2

（２）測定方法及び評価手法

日本工業規格 Z 8 7 3 1 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（L Aeq）によって評価することを原則とする。

【調査結果の概要】

調査した 4 測定局について昼・夜間ともにすべて環境基準を達成した。

表 138 環境基準達成状況（平成 19 年度）

地点名	住所	測定期間	適用	騒音(LAeq) 単位: dB		達成状況
				昼間	夜間	
花園町新田	花園町新田 4 2 - 1	H19.4 ~ H20.3	測定値 基準値	50.1	45.5	
				60	55	
花園町観音山	花園町観音山 2 6	H19.4 ~ H20.3	測定値 基準値	52.1	48.0	
				60	55	
上郷町大井道	上郷町大井道 5 4 - 2	H19.4 ~ H20.3	測定値 基準値	56.5	54.3	
				60	55	
鴛鴨町天神前	鴛鴨町天神前 2 1 2	H19.4 ~ H20.3	測定値 基準値	56.9	51.8	
				60	55	

「達成状況」 : 達成 : いずれかの時間帯で非達成 × : すべての時間帯で非達成